

令和4年9月30日

経済再生担当
新しい資本主義担当
スタートアップ担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 殿

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

内閣官房長官
沖縄基地負担軽減担当
拉致問題担当
ワクチン接種推進担当
松野 博一 殿

東京都知事
小池 百合子

今冬の感染拡大を見据えた新型コロナウイルス対策等に関する要望

新型コロナウイルス感染症対策について、国は、社会経済活動との両立をより強固なものとした新たな段階に移行するとし、全国一律で全数届出の見直しを図るとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種促進等を進めているが、コロナとの共存に向けては、コロナに対する基本的な方向性をより明確にすることや、基本的対処方針等の見直しなど、更に検討を行う必要がある。

また、本年、南半球のオーストラリアで3シーズンぶりに季節性インフルエンザが流行したことを受け、国内においても、この秋冬に季節性インフルエンザが流行する可能性が指摘されており、今冬の新型コロナウイルス感染症対策については、季節性インフルエンザとの同時流行を念頭におく必要がある。新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が発生した場合、これまで経験したことのない水準で発熱患者が発生する可能性があり、発熱外来をはじめとする保健・医療提供体制に大きな負荷がかかることが想定される。必要な医療を的確に提供し、国民・都民一人一人の命と健康を守るためには、国と都が一層緊密に連携し、これまでの知見を活かして対策を講じていく必要がある。

さらに、国においては、新たな感染症の発生・まん延への備えとして、感染症法等の見直しを検討しており、その見直しに当たっては、都がこれまで築き上げてきた東京モデルなどを踏まえながら、実効性のある仕組みとしていくことが不可欠である。

以上のことから、下記のとおり要望する。

記

1 コロナと共存する社会を実現するための取組

(1) 新型コロナウイルスに対する基本的な方向性等の明確化

国は、今後の世界的な感染の動向を踏まえながら、ウイルス学的な見地やリスク評価も含めて、ウィズコロナにおける感染対策のあり方について引き続き検討するとしており、この感染症に対する国全体としての基本的な方向性を国が一層明確に示すこと。

(2) 法令上の位置づけの見直し

感染症法上の措置を緩和したが、新型コロナウイルスに係る感染症法上の位置付けは変更されていない。新型コロナウイルスの特性を踏まえて、感染症法上の位置付けについても早急に検討すること。また、併せて特措法上の位置付けについても、実態に応じた見直しを行うこと。

(3) 基本的対処方針等の全面的改訂

ア 現在の基本的対処方針は、これまで数次の変更を経ているものの、基本的には昨年11月に決定した「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」をベースにした内容となっている。例えば、レベル分類や重点措置等の実施・終了の考え方は「新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を踏まえたものになっている。

上記全体像および提言は、デルタ株の感染収束後に決定されたものであり、緊急事態措置への移行の基準（国のレベル分類におけるレベル3相当）の目安が病床使用率50%等と示されているなど、移行の基準が現在の感染状況には適合していないとともに、対処方針にはオミクロン株による感染拡大の抑制に効果の高い対策の記載が少ない。

オミクロン株の特性を踏まえ、基本的対処方針等を全面的に改訂すること。

イ 基本的対処方針において、事業者は業種別ガイドラインを遵守することが求められており、昨年夏のデルタ株による感染拡大を踏まえて、国はガイドラインの抜本的見直しを主導した。しかしながら、それ以降、見直しが進んでいない。

国はガイドラインの見直しを促進するため、オミクロン株に対する効果的な感染防止対策について、最新の知見やエビデンスに基づいて多くを例示するとともに、改定方針を示し、各省庁とも連携して業界団体を支援すること。

また、コロナと共存した社会を見据え、現在、基本的な感染対策とされている手指消毒、アクリル板の設置、マスクの着用などについて、オミクロン株に対する感染防止対策としての効果を科学的に検証し必要な見直しを行うこと。

(4) 現場を担う自治体等の状況を踏まえた諸制度の検討

新型コロナウイルス感染症に関する法令や具体的な諸制度を検討していくに当たっては、現場を担う自治体や医療機関等に混乱が生じないようにすること。

2 医療 DX の推進

(1) システム間の連動性の確保

医療機関における電子カルテシステムの導入を支援するとともに、電子カルテ情報の標準化を進めることにより、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）やワクチン接種記録システム（VRS）など他のシステムとの連動性を図ること。

(2) ワクチン接種券のデジタル化

機動的なワクチン接種体制を構築するため、個人番号カードにより接種対象者を確認できる仕組みを構築すること。

(3) HER-SYS の安定運用

健康観察に活用する My HER-SYS の運用も含め、HER-SYS の安定化に努めるとともに、自治体や医療機関等の意見を踏まえながら改善を進めていくこと。

3 サーベイランス体制の構築

重症化率や流行状況、新たな変異株など感染症に関する必要な情報を迅速に収集・分析し、効果的な対策の構築・実施が行えるよう、サーベイランス体制を確実にかつ早急に構築すること。

また、現在国において検討されている定点報告方式への移行に際しては、定点医療機関の設置基準や報告方法、移行までのスケジュール等、制度設計について自治体と十分に調整を行うこと。

4 検査・診療・入院医療体制の確立等

(1) 診療・検査体制の強化

専門の発熱外来に特化することなく、季節性インフルエンザ等の発熱患者の診察を実施していた医療機関など、より多くの医療機関で検査や診療に対応できるよう、かかりつけ患者以外の検査・診療や、対応可能時間の拡充を図る診療・検査医療機関を支援すること。

また、地域の医師会によるセンター方式での診療・検査体制の整備を支援すること。

さらに、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示すとともに、感染拡大防止を図りながら社会経済活動を進めていくため、検査体制への支援の仕組みを確立すること。

(2) 通常医療との両立を踏まえたコロナ病床の確保

入院重点医療機関に特化することなく、より多くの医療機関で対応できるようにするため、コロナ患者を受け入れていない医療機関における感染対策への支援などにより、コロナ患者への対応力を有する医療機関の増加を図ること。

(3) 発生届対象外の患者に対するサービスの提供

発生届の届出対象外となる患者について、宿泊療養や生活支援などのサービスを当面継続すること。

(4) 公費による医療費等への支援

医療費の自己負担分やサービスに係る費用について、これまで通り、公費で支援を行うこと。

(5) 検査キットへの円滑なアクセス

新型コロナウイルスの検査キットについて、感染拡大期においても供給がひっ迫しないよう、国においてサプライチェーンを把握し、生産メーカーや卸売業に必要な協力を求めるなど戦略的に確保すること。特に、OTC製品として承認された抗原定性検査キットについて、薬局やドラッグストア等に確実に供給されるようにすること。

(6) 治療薬等の確保・開発

国産の治療薬やワクチンの開発について、国として全面的な支援を行うとともに、導入に向けた議論を加速させること。また、治療薬などについては、より利用しやすくなるよう、流通・供給方法の改善を図ること。特に、自宅療養時や施設内療養時に重要となる経口薬について、必要量が十分供給されるようにすること。

(7) 検査キット等の個人常備に係る普及啓発

65歳未満で基礎疾患を有していないなど、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが低い方が発熱した場合、迅速に自主検査によるセルフチェックを行い、必要な療養を行うことができるよう、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の常備について、関係団体や関係学会と連携しながら、国民に対する普及啓発を図ること。

(8) 臨床診断による抗インフルエンザウイルス薬の処方

地域で季節性インフルエンザの流行が確認された場合、オンライン診療の場合もインフルエンザの検査を必須とせず、臨床診断により抗インフルエンザウイルス薬の処方を柔軟に行うことができよう、関係団体との調整を図ること。

また、抗インフルエンザ薬は発症後48時間以内の服薬が必要となることから、関係団体と連携し、患者が速やかに受領できる仕組みを構築すること。

(9) 施設内療養への支援

施設内療養を行う施設等において、感染対策の徹底等のために追加的な負担が生じている場合や、一定数を超える施設内療養者がいる場合への財政支援を継続すること。

5 オミクロン株対応ワクチン等の接種促進

(1) オミクロン株対応ワクチン接種の加速化

全接種対象者がオミクロン株対応ワクチンの接種を冬の感染拡大前に確実に受けられるよう、接種を加速させること。また、そのために必要十分なワクチン量を確保すること。

(2) 自治体への情報提供

接種を担う区市町村等が円滑な接種体制を構築できるよう、ワクチン供給スケジュールの全体像等、必要な情報を自治体に対して早期に提供すること。

(3) 接種間隔の短縮

オミクロン株対応ワクチンの接種間隔について、国は、海外の動向、有効性、安全性等の情報を踏まえ、短縮する方向で検討し、10月下旬までに結論を得ることとしている。感染拡大時の医療提供体制への負荷も考慮し、既に4回目接種を終えている高齢者や医療従事者が、次の感染拡大前にオミクロン株対応ワクチンを接種できるよう、科学的知見を得た上で、適切な接種間隔をより早期に設定すること。

(4) 職域接種の実施

接種を担う区市町村の負担軽減を図るとともに、希望する方が接種しやすい環境を整備するため、企業や大学での職域接種の速やかな実施を可能とすること。また、関係団体に対して、職域接種の実施を働きかけること。

(5) オミクロン株対応ワクチン接種効果の周知啓発

オミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、従来型ワクチンに比較して高い重症化予防効果や、オミクロン株に対する感染・発症予防効果が期待されるなどの接種効果を、国民に対してわかりやすく発信すること。

(6) ワクチン接種に係る方針の明示

オミクロン株BA.4/5対応ワクチンや、生後6ヶ月以上5歳未満の乳幼児を対象とするワクチンについて、接種開始時期などの必要な情報を自治体に対して早期に明らかにすること。また、接種を担う自治体が混乱しないよう、従来型ワクチン、BA.1対応ワクチン、BA.4/5対応ワクチンの取扱いを含め、今後のワクチン接種に係る方針を示すこと。

6 季節性インフルエンザワクチンの接種促進

(1) 接種に対する支援等

季節性インフルエンザワクチンの接種について、65歳以上の高齢者など、ハイリスクの方々への接種促進を図る自治体の取組を支援すること。また、ハイリスクの方々以外にも早期に接種できるよう、必要十分なワクチン量を確保すること。

(2) 新型コロナウイルスワクチンとの同時接種の周知啓発

単独接種の場合と比較して有効性及び安全性が劣らないことから、国は、新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種を可能としたところであり、同時接種が積極的に行われるよう周知を図ること。

7 適切な水際対策

水際対策について、感染拡大防止と社会経済活動との両立を踏まえた上で、必要な取組を着実に進めること。なお、海外で新たな変異株が発生するなどの状況が生じた際は、必要な対応を迅速に行うこと。

8 新型コロナウイルス感染症にかかる対策経費の全面的支援

これまで日本国内で累計2100万人以上が患い、4万人を超える死者を発生させた今回の新型コロナウイルス感染症は、広域にわたり災害級の被害をもたらしたものとして国が対応するべきものであり、地方自治体や医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、全額を国の責任において負担すること。

9 新たな感染症の発生・まん延への備えとしての感染症法等の改正

(1) 連携協議会の柔軟な運営

地域の関係者の連携強化を図るため、国は、都道府県と保健所設置区市などを構成員とする「連携協議会」を創設し、平時から入院調整の方法等を議論・協議する方向性で検討を進めているが、感染症の発生期・拡大期においては、機動的な意思決定が必要となることから、都道府県の柔軟な対応を可能とすること。

(2) 検疫所からの適切な情報共有

検疫所が海外からの入国者に関して把握する情報のうち、感染拡大防止に資する内容について、保健所設置市や特別区のみならず、総合調整を行う都道府県に対して適切に共有する仕組みを構築すること。

(3) 感染症に対応する医療機関の抜本的拡充

感染症の拡大期においても、救急医療を含む通常医療との両立を図り、確実に感染症医療が提供できるよう、国において、医療機関にお

ける環境整備や人材配置への支援、診療報酬の仕組みの整理などにより、医療提供体制の確立を図ること。

また、国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の高齢患者を積極的に受け入れること。

(4) 医薬品等の緊急承認制度の実効性確保

緊急時における新たな医薬品等の迅速な薬事承認を可能とする仕組みとして整備された緊急承認制度について、国産のワクチンや治療薬の早期実用化に資する実効性ある制度とすること。

(5) 医療人材の広域派遣

感染症発生・まん延時における医療人材の広域派遣について、国は、都道府県間での調整の実施を前提として、国への派遣要請を可能とする制度設計を行っているが、感染拡大の規模や速度によっては、都道府県間での調整の実施が困難となるため、迅速に医療人材を派遣できるよう、国が直接派遣する仕組みを整備すること。

(6) 行動制限のあり方等

現在の基本的対処方針における緊急事態措置やまん延防止等重点措置は、外出・移動の自粛、飲食店等に対する時短等、イベント開催制限等が主となっている。国は6月の新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性において「要請等の措置の実効性の向上」に取り組むとしているが、これまで2年半以上にわたり、感染拡大時に基本的対処方針に基づき措置を実施してきた経験を踏まえ、その効果や課題を整理し、感染状況に応じた効果的な措置を明示するなど、都道府県が実効ある対策を講じられるようにすること。

さらに、特措法に示す緊急事態措置や重点措置そのもののあり方(例えば、毒性の強いウイルスのまん延時の対策など)についても検討すること。

(7) 対策経費の全面的支援

感染症は、国全体での対応が必要となることから、地方自治体や医療機関等における感染症対策に係る経費については、国の責任において負担すること。